

公 募 公 告

愛知県警察学校において、行政財産使用許可を受けて有償により売店業務を行う者について、下記のとおり公募します。

令和6年2月15日

内閣府所管国有財産部局長
愛知県警察本部長

記

1 公募する業務

愛知県警察学校における売店の営業

2 設置項目及び数量

売店（日用品等の販売） 40.42 m²

売店倉庫 13.65 m²

3 設置場所

愛知県春日井市廻間町字神屋洞 703-25

愛知県警察学校庁舎内（新食堂棟（仮称）令和6年5月引渡し予定）

4 使用許可期間

令和6年5月下旬頃から令和11年3月31日までの間（予定）

5 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 経営の状況及び信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務履行が確保される者であること。
- (3) 本公告の日から選定の日までの間において、食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと。
- (4) 愛知県から指名停止の措置を受けている期間中の者ではないこと。
- (5) 国税及び地方税を完納していること。
- (6) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (7) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与し

ている者ではないこと。

- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (11) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずるものとして、国発注の業務等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (12) 暴力団又は暴力団員及び(6)から(10)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

6 選定方法

「売店営業に係る公募実施要領」に基づき、書類審査を行い選定する。

7 公募の内容を示す場所及び期間等

- (1) 公募要領及び申請様式の交付場所
愛知県警察ホームページ (<https://www.pref.aichi.jp/police/>) から各自ダウンロードし使用すること。
- (2) 公告期間
令和6年2月15日(木)から令和6年3月1日(金)までの間
- (3) 図面等の交付場所等
図面等の交付を希望する者は、下記10へ事前連絡の上、令和6年2月22日(木)までに来庁すること。(公募概要説明は希望者にのみ個別で実施するので、併せて申し込むこと。)なお手交する図面等については、公募不参加を決めた場合、令和6年3月1日(金)午後5時までに返却すること。

8 審査にかかる注意事項

- (1) 申請書類の提出期限、場所及び方法
令和6年3月1日(金)の午後5時まで。
場所は下記10のとおり。郵送又は持参すること。ただし、郵送の場合は必着とする。
- (2) 誓約書の無効
参加に必要な資格を有しない者からの誓約書及び虚偽記載があった誓約書は、無効とする。
- (3) その他手続き等の詳細については、本件公募要領による。

9 その他

- (1) 国有財産使用許可書作成の要否 要
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

10 連絡先及び書類提出先

〒460-8502 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目1番1号
愛知県警察本部 総務部施設課財産係

代表電話 052-951-1611 内線 2268 FAX 052-951-3687 担当 加藤

E-mail zaisan@police.pref.aichi.lg.jp

受付日は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。なお受付時間は午前9時から午後5時まで。（ただし、正午から午後1時までの間を除く。）

本件に関して質問がある場合は、令和6年2月15日（木）から令和6年2月22日（木）までの受付時間内に、様式第4「売店営業に関する質問票」に必要事項を記載し、FAX又は電子メールにより送付すること。回答は同手段により実施する。全ての質問に対して、令和6年2月29日（木）午後5時までに回答を予定している。なお公平を期すため、質問に対する回答は全ての質問者及び図面を交付した者に対し、随時公表する。